

教職課程における「体育」の教育的機能の再構成に関する要望書  
校種横断的「ウェルビーイング基盤科目」(仮称)の創設提案

令和8年3月9日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ  
小学校作業部会  
中学校・高等学校作業部会  
各位

日本スポーツ体育健康科学学術連合  
日本体育・スポーツ・健康学会  
日本体力医学会  
全国大学体育連合

## 1. 要望の趣旨

現在検討が進められている教職課程の見直しにおいて、66条の6科目として実施されてきた「体育」の位置付けについて、小学校作業部会および中学校・高等学校作業部会における議論(2月25日、26日)を拝聴いたしました。「体育」の扱いについて、中学校・高等学校作業部会では「教職課程内に位置付ける必要はない」との方向性が示され、小学校作業部会では必要性は認めつつも位置付け方について更なる検討が必要とされたと認識いたしました。

しかしながら、本件は単に「体育」を教職課程内に残すか否かという個別科目の問題ではなく、すべての学校種を通じ、すべての教員に共通して求められる基盤的資質能力を、制度としてどのように保障するのかという、教員養成の根幹に関わる課題であると考えます。小学校作業部会において「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」の観点から「身体性」を学ぶ体育の意義を指摘するご意見がありました。これらの議論は、教員養成における身体性や健康教育の位置付けを改めて検討する重要な視点を提示するものと受け止めております。まさにこの視点こそが、新たな教員養成課程に必要不可欠なものと考えます。また、健康教育の重要性が改めて論じられている今日において、「体育」を教職課程から切り離し、他教科等で扱えば足りるとする整理には、教育基本法における教育の理念および教員養成の基盤という観点から再考の余地があると考えます。

つきましては、体育の教育的機能に立ち返り、従来型の「体育」を教員養成のための身体・健康教育演習として再構成する「ウェルビーイング基盤科目」(仮称)の創設を検討課題として位置付け、これをすべての教員養成に共通する基盤科目として制度的に整理することについて、校種横断的観点から改めて審議いただきたく、ここに要望いたします。

## 2. 本件を校種横断的課題として検討すべき理由

### (1) ウェルビーイングはすべての教員に共通する基盤資質である

現代の教育課題において、児童生徒の身体的・精神的・社会的な充実、すなわちウェルビーイングの確保は中心的課題となっています。同時に、教師自身のウェルビーイングもまた、教育の質を左右する重要な要素です。

OECD が提唱する Learning Compass 2030 においても、身体的・精神的健康は学習の基盤として明確に位置付けられ、学習者および教師の双方にとって中核的な要素であることが示されています。教師に求められる資質には、

- ・自己の身体と心の状態を把握し調整する力
  - ・ストレスに対処する力
  - ・回復力（レジリエンス）
  - ・他者と協働し関係を構築する力
  - ・多様性を包摂する姿勢
- が含まれます。

これらは校種に依存するものではなく、すべての教員に共通する基盤的能力です。したがって、その育成を担う科目は、小学校のみ、中高のみといった個別判断ではなく、全校種共通の制度設計として検討される必要があります。

### (2) 「体育」の教育的機能の再評価

中学校・高等学校作業部会では、教科指導との直接的関連性や科目のスリム化の観点から、「体育」を教職課程内に位置付ける必要はないとの意見が示されました。しかしながら、体育が担ってきた教育的機能は、単なる実技科目にとどまりません。

- ・身体性の理解と自己認識
- ・安全配慮・危機管理能力
- ・集団活動の運営・統率力
- ・身体性に根ざしたコミュニケーション形成
- ・非認知的能力の育成

といった要素は、教科横断的であり、教員としての基礎を形成する学びです。これらを「他教科で扱えば足りる」とする整理は、体育の持つ実践的・体験的学習の機能を十分に評価したものとはいえず、制度的保障としては具体性を欠くと考えます。

また、学習指導要領「総則」においては、育成すべき資質・能力が三つの柱として整理され、いわゆるコンピテンシー・ベースの教育課程の考え方が明確に示されています。各教科の評価もこの枠組みに基づいて構築されている現状を踏まえれば、身体を通じた実践的学びの意義は改めて検討されるべきです。情報リテラシーと並び、生涯にわたり主体的に身体活動に関わる力、すなわちフィジカルリテラシーの育成は、すべての教員に共有される基盤的視座であると考えます。

### (3) 教育理念との整合性

教育基本法第2条は、「健やかな身体を養うこと」を教育の目標の一つとして明記し、「知育・徳育・体育」にわたる全人的教育を理念としています。この理念は、特定教科の担当者だけに求められるものではなく、すべての教員に共有されるべき教育観の基盤です。また、“我が国の知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価”されてきた点を基礎に「令和の日本型学校教育」が推進されるべきです。教職課程において身体的側面の学びを制度的に位置付けないことは、この理念の実質的な後退につながる可能性があります。

### 3. 提案：校種横断的「ウェルビーイング基盤科目」(仮称)の創設

以上を踏まえ、従来の「体育」をそのまま維持するか否かという議論ではなく、体育の教育的機能を再構成し、教員養成の基盤として明確に位置付ける新たな科目の設置を提案いたします。

ウェルビーイング基盤科目(仮称)

【位置付け】 全校種共通の教職課程基盤科目

【目的】 身体的・精神的・社会的ウェルビーイングを基盤とした教員としての実践的資質能力の育成

【内容例】

- ・身体教育と身体性の理解
- ・健康教育の理論と実践
- ・安全配慮、リスクマネジメント
- ・インクルーシブ教育と身体活動
- ・コミュニケーション能力・非認知的能力の育成
- ・教師自身の自己管理、レジリエンス形成

各内容について、理論と実践を交えた演習型授業として実施する。

本提案は、従来型の「体育」の単純な継続ではなく、教員養成に求められる今日的課題を踏まえた再構成であり、制度改革の趣旨とも整合するものと考えます。

### 4. 結び 両作業部会に共通する課題としての再審議のお願い

本件は、小学校部会のみ、あるいは中学校・高等学校部会のみで結論づけるべき事項ではありません。教員養成の基盤設計という観点から、

両作業部会に共通する横断的課題として整理すること

必要に応じて合同的検討の場を設けること

校種を超えた共通基盤科目として制度設計を再検討することを強く要望いたします。

教職課程改革は、単なる科目整理にとどまるものではなく、これからの教師像を制度としていかに保障するかという根幹に関わる課題です。すべての学校種に共通する教員の基盤的資質として、身体・健康・ウェルビーイングに関する学びを教職課程の中にどのように位置付けるかについて、校種横断的観点から改めて慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上